

船舶事故調査報告書

令和3年8月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故種類 | 転覆 |
| 発生日時 | 令和2年11月19日 14時15分ごろ |
| 発生場所 | 神奈川県三浦市城ヶ島南西方沖 城ヶ島灯台から真方位231° 310m付近 (概位 北緯35° 08.0' 東経139° 36.5') |
| 事故の概要 | ミニボート（船名なし）は、漂泊中、転覆した。 |
| 事故調査の経過 | 令和2年12月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約3m） |
| 船舶番号、船舶所有者等 | なし、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 操縦者、免許なし |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 船外機の濡損等 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.3m |
| 事故の経過 | <p>本船は、操縦者ほか同乗者2人が乗り、航行中、岩場付近の海域で船外機が燃料欠乏で停止し、操縦者が予備の燃料タンクから船外機に給油していたところ、岩場に接近し、高まった波浪を左舷側から受け、右舷側に転覆した。</p> <p>操縦者及び同乗者2人は、近くの岩場に泳ぎ着き、同岩場付近に居た人の県警への通報により、県警のヘリコプターに救助された。</p> <p>操縦者及び同乗者2人は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>操縦者は、船外機の燃料タンクに半分程度の燃料が入っていたので、釣り場まで航行できると思っていたが、出航前に満タンにして出航するべきであったと本事故後に思った。</p> |
| 分析 | 本船は、航行中、操縦者が、満タンの約半分の燃料で釣り場まで到着できると思い、航行したことから、岩場付近の海域で船外機が燃料欠乏で停止した際、船外機に給油中に岩場に接近し、高まった波浪を左舷側から受けて右舷方に傾いて転覆したものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、本船が航行中、操縦者が、満タンの約半分の燃料で釣り場まで到着できると思い、航行したため、岩場付近の海域で船外機が燃料欠乏で停止した際、船外機に給油中に岩場に接近し、高まった波浪を左舷側から受けて右舷方に傾いて転覆したものと考えられる。 |
| 再発防止策 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・操船者は、出航する際、途中で燃料が欠乏しないよう、満タンに |

- | | |
|--|---|
| | <p>するなど航程に余裕を持った燃料を搭載しておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・ミニボートの乗船者は、救命胴衣を着用すること。 |
|--|---|